

平成 29 年度県地域防災計画修正案のポイント

(原子力災害対策編)

1 原子力災害事前対策に関する修正

避難退域時検査場所の候補地の選定

- ・ 避難退域時検査場所について、避難計画の実効性の向上を図るため、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、候補地を選定することを追加

[県原子力安全・避難計画等防災専門委員会の意見や原子力防災訓練の反省等を踏まえた修正]

原子力災害医療体制の整備

- ・ 県において、鹿児島大学病院を原子力災害拠点病院に指定し、原子力災害医療体制が整備されることとなったことに伴い、現行の緊急被ばく医療体制を見直し、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関などの活動内容等を記載

[原子力災害拠点病院の指定等を踏まえた修正]

安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- ・ U P Z 内の住民への事前配布について、U P Z 内に居住し、障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し、希望する住民に対して実施することを追加
- ・ P A Z 内の学校等において、緊急時の避難の際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、P A Z 内の学校、保育園、病院、社会福祉施設、希望する事業所に、安定ヨウ素剤を配備することを追加

[U P Z 内の住民への事前配布等を踏まえた修正]

2 緊急事態応急対策に関する修正

九州電力が追加配備する福祉車両の活用

- ・ 要配慮者の避難に当たり、薩摩川内市及び関係周辺市町は、知事の要請に基づき、九州電力が追加配備した福祉車両を活用することを追加

[知事の要請に基づく九州電力による福祉車両の追加配備を踏まえた修正]

3 複合災害時対策に関する修正

複合災害時における人命を最優先した対応

- ・ 複合災害時の避難や屋内退避等の対応について、原子力関係府省会議の分科会において示された「自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方」を反映し、「自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする」ことを追加
- ・ 国の防災基本計画の修正を反映し、「自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合は、人命最優先の観点から、県、薩摩川内市及び関係周辺市町の独自の判断で避難指示を行う」ことを追加

[国の防災基本計画の修正等を踏まえた修正]

鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 定義
- 第3節 計画の性格
- 第4節 計画の周知徹底
- 第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針
- 第6節 計画の基礎となるべき災害の想定
- 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲
- 第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱
- 第10節 本県以外で発生した原子力災害への対応

第2章 防災体制

- 第1節 災害応急対策における対応基準
- 第2節 防災活動体制

第3章 原子力災害事前対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 九州電力との原子力事業者防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
- 第3節 立入検査と報告の徴収
- 第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 第7節 緊急事態応急体制の整備
- 第8節 複合災害に備えた体制の整備
- 第9節 避難収容活動体制の整備
- 第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 第11節 緊急輸送活動体制の整備
- 第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
- 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定
- 第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信
- 第16節 防災業務従事者の人材育成
- 第17節 防災訓練等の実施
- 第18節 原子力発電所上空の飛行規則
- 第19条 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

第2節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

第3節 活動体制の確立

第4節 緊急時モニタリング

第5節 避難，屋内退避等の防護措置

第6節 治安の確保及び火災の予防

第7節 飲食物の出荷制限，摂取制限等

第8節 緊急輸送活動

第9節 救助・救急，消火及び医療活動

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

第11節 自発的支援の受入れ等

第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

第13節 家畜の飼葉管理・飼料管理の指導

第14節 原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設置

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第4節 放射性物質による環境汚染への対応

第5節 各種制限措置の解除

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第9節 風評被害等の影響の軽減

第10節 被災中小企業等に対する支援

第11節 心身の健康相談体制の整備

第12節 物価の監視

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

第5章 複合災害時対策

第1節 基本方針

第2節 災害応急体制

第3節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

第4節 緊急時モニタリングの実施

第5節 避難，屋内退避等の防護措置の実施

第6節 緊急輸送活動体制の確立

第7節 救助・救急，消火及び医療活動

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

平成29年度県地域防災計画見直しのポイント (原子力災害対策編)

第3章 原子力災害事前対策に関する修正

第9節 避難収容活動体制の整備

原子力災害時に迅速な避難等を行うため、屋内退避や避難の考え方、避難計画の作成、避難所等の整備、避難所・避難方法の周知を行うことなどについて定めている。

避難退域時検査場所の候補地の選定

避難退域時検査場所について、避難計画の実効性の向上を図るため、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、候補地を選定することを追加

第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

原子力災害に備えた防護資機材、医療活動体制、安定ヨウ素剤の予防服用体制などの整備について定めている。

原子力災害医療体制の整備

県において、鹿児島大学病院を原子力災害拠点病院に指定し、原子力災害医療体制が整備されることとなったことに伴い、現行の緊急被ばく医療体制を見直し、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関などの活動内容等を記載

安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

UPZ内の住民への事前配布について、UPZ内に居住し、障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し、希望する住民に対して実施することを追加

PAZ内の学校等において、緊急時の避難の際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、PAZ内の学校、保育園、病院、社会福祉施設、希望する事業所に、安定ヨウ素剤を配備することを追加

平成29年度県地域防災計画見直しのポイント (原子力災害対策編)

第4章 緊急事態応急対策に関する修正

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

屋内退避、避難等の実施、避難方法、避難場所、避難退域時検査、要配慮者等への配慮等について定めている。

九州電力が追加配備する福祉車両の活用

要配慮者の避難に当たり、薩摩川内市及び関係周辺市町は、知事の要請に基づき、九州電力が追加配備した福祉車両を活用することを追加

第5章 複合災害時対策に関する修正

第5節 避難、屋内退避等の防護措置の実施

複合災害時には、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難度が増すことが想定されることから、PAZ内の予防的防護措置の初期対応段階での検討や、被災状況に応じた避難方法、屋内退避等の考え方を定めている。

複合災害時における人命を最優先した対応

複合災害時の避難や屋内退避等の対応について、原子力関係府省会議の分科会において示された「自然災害と原子力災害との複合災害時を想定した避難・屋内退避の基本的な考え方」を反映し、「自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする」ことを追加

国の防災基本計画の修正を反映し、「自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合は、人命最優先の観点から、県、薩摩川内市及び関係周辺市町の独自の判断で避難指示を行う」ことを追加